

BAYTAIK No.3 SHI-CON JURNAL YOKOhama Constituction Consultants Association JOURNAL 2019.8.5

CONTENTS.

山本実会長挨拶	1
平成30年度活動報告	2
協会の活動ニュース	4
関連ニュース	6
組織図	8
理事新任の挨拶	8
理事 企画運営委員長 古定由行	
理事新任の挨拶 理事 魅力アップ委員長 満生朋子	8
协会员女等	^



BAYTALK No.3



令和元年6月7日に開催されました第11回通常総会ならびに理事会におきまして、本協会会長職6期目を仰せつかりました。我が国の建設関連業界が大きな変革期を迎えているこの時期に会長の職に就くにあたり、その責務の重さを痛感しております。

当協会は、平成21年4月に一般社団法人として生まれ変わり、今年で11年目を迎えます。これまで協会は、安定受注を目指し、営業を中心に活動を展開して参りましたが、これからは、協会員の技術強化を推し進め、官との連携強化を充実させ業務の拡大を図るべき時代へと変わって行くものと考えております。

最近は、PFI、PPP、DB等と聞きなれない用語が飛び交う時代となりました。これら新しい制度は、いずれも高い技術力が求められており、これまで行ってきた詳細設計業務を中心とした通常業務から、新たにコンサルタントとしての知恵が強く求められる時代へと変わろうとしております。今、協会は新しく生まれ変わるためにも、過去の成功体験の延長線上にいるだけではなく、経営者も含め技術者皆さまも根本からその存在のあり方を問い直す姿勢が求められているのではないでしょうか。それが、新しいビジネスの絶好機を生み出すチャンスでもあると考えております。

時代は低成長期を迎え、ストックの有効活用が望まれる時代となりました。「建設」の時代から「利用と運営」の時代へと大きく変わろうとしている今、我々も「つくる」から「つかう」社会資本へと発想を変えて行くことが必要です。我々技術者には、従来つくる側つまり供給サイドの立場ばかりが存在し、つかう側つまり需要サイドの立場が欠けていました。それ故に供給サイドの意図を常に優先してきた、と言われても否定できません。しかし、「つくる」ことが最良・最善であった時代は終焉しました。それどころか、高度成長期の社会資本が抱える『負の遺産』を指摘されるケースが散見されます。技術者にも、社会の変遷にともなう価値観の転換が迫られております。

これからは新しい発想のもと、技術を磨き、技術を向上させることが、まさしく企業ならびに技術者の死命を制すると言っても過言ではありません。我われ協会員がこれまで培ってきた技術力を生かし、また新たな技術を開発し、技術競争力の強化、さらに技術力の有効活用を図りながら、横浜市のパートナーとしてあり続けることを切望して止みません。

今後も協会員の皆様が一致団結し、より一層協会員にとってなくてはならない協会となるよう、微力ながら職務に邁進し、その使命を果たすべく努力をして参る所存です。

これからも、さらなるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 横浜市建設コンサルタント協会 会 長 山 本 実











総会懇親会



自民党市連ヒアリング



公明党ヒアリング



YGK



道路損傷報告会



第二回水道局 現場見学会



運営会議



災害委員会



理事陳情(道路・都市・公共)



理事陳情(環境創造局)



環境創造局・水道局・合同災害訓練打合せ





ップ委員会



女性会議



横浜クリーン活動



第二回水道局現場見学会



第一回BCP合同訓練

BCP図上訓練

防犯協定

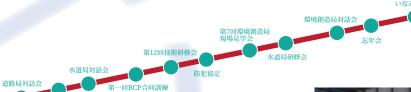






賀詞交歓会

2019年













いなみ忘年会 忘年会

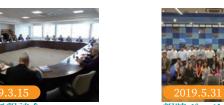




市長と面談



経営者懇談会





橋梁点検報告会

親睦ボーリング大会

BAYTALK No.3





建設コンサルタント業とは

国土交通省の建設コンサルタント登録規定に基づき国土交通省に登録された企業で、私たちの生活や産業の基 盤となる施設(道路・トンネル・橋梁・港湾・上水道・下水道・公園緑地・河川など)を整備するための計画・調査・ 設計等を行っています。

-社)横浜市建設コンサルタント協会とは

横浜市内において建設コンサルタント業を営む24社(令和元年8月現在)からなる一般社団法人です。 当法人は、建設コンサルタント業の健全なる発展と向上をはかり、地域社会の発展に広く貢献し、災害等緊急時 には速やかに対応することを目的として、事業を行っています。

各種協定について

本協会は、災害時の緊急対応や地域防犯等に貢献することを目的として、 市の主要部局と各種協定を結んでいます。



①道路局:災害時における横浜市道路局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に 係わる地質調査並びに設計業務等の協力に関する協定(平成19年3月22日締結)

【横浜市道路局・(一社)横浜市地質調査業協会・(一社)横浜市建設コンサルタント協会】

地震・大雨等の異常自然現象や予期せぬ災害等が発生したとき、同局から要請を受けて当協会が、市所管の道路施 設の被害状況を把握するとともに、応急対策に必要な調査・設計業務などを行います。



②環境創造局:災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急対 策業務に係わる設計並びに地質調査業務等の協力に関する協定(平成19年11月16日締結)

【構近市環境創造局・(一社)構近市建設コンサルタント協会・(一社)構近市地質調査業協会】

地震や 風水害による災害が発生した場合 局からの要請で局所管施設の被害状況把握や応急対策業務にかかわる 設計業務などを当協会が協力し、施設の早期復旧に向けた調査・設計業務などを行います。



③道路局:地域防犯及び道路・河川施設の損傷等に関する協定(平成21年9月28日締結)

【(一社)神奈川県測量設計業協会横浜支部・(一社)横浜市建設コンサルタント協会・(一社)横浜市地質調査業協会・横浜市補償コン サルタント協会・横浜市道路局】

測量や、各種調査の作業時間帯に設置する立看板・カラーコーン、社用車、ヘルメットに防犯ステッカーを貼付し、 見守りや声かけなど行います。不法投棄や落書等の防止に向けた監視を行い、発見した場合、土木事務所等の関係機 関へ報告します。通学路等の死角の箇所や不審者等を見つけた場合に、警察等へ通報します。道路・河川施設等に不 具合筒所を発見した場合、関係機関へ報告を行います。



④横浜市内の道路橋及びトンネルにおける保全更新技術に関する「産」・「学」・「官」連携 協力協定(平成27年10月2日締結)

横浜市内の橋梁やトンネル等の道路インフラの老朽化が急速に進行している中、適切な維持管理を行うためには、 様々な視点や新しい技術を積極的に取り入れていく対応が必要となっています。その対策に「産」・「学」・「官」が連 携して取り組んでいくため横浜市道路局、(一社)横浜市建設コンサルタント協会、横浜建設業協会、横浜国立大学大 学院都市イノベーション研究院の4者で連携協定を結んでいます。



⑤水道局:災害時における水道施設等の被害状況の把握及び応急対策業務の協力に関す る協定(平成28年3月25日締結)

【横浜市水道局・(一社)横浜市建設コンサルタント協会・(一社)横浜市地質調査業協会・(一社)神奈川県測量設計業協会横浜支部・ 横浜市補償コンサルタント協会】

水道局が管理する水道施設等の被害状況の把握及び復旧に向けた現場調査の協力。災害が発生した際、当協会員の 有する知識と経験を活かし、目視による被害状況の把握及び被害施設等の被害の拡大防止と早期復旧に係る調査を 実施します。横浜市水道局と当協会は、災害対応に必要な技術力・知識の向上を目的に、相互の職員育成を支援して います。

横浜市下水道BCP(管路)と本協会の災害時行動について

横浜市内の下水道管路は、管きょ延長が約12,000km、人孔個数約53万個、下水道普及率99.9%と非常に大きな規模となっており、被災時には、住民生活に直結する下水道施設の効率的な調査・復旧が必要です。

そのため、横浜市では下水道BCP(業務継続計画)※を作成し、横浜市の下水道施設を、非常時も継続的に利用可能とするために、震前・震後の行動、計画を取り決めています。

%BCP: Business Continuity Plan(業務継続計画)とは、自然災害等に遭遇しても、重要業務が中断しない、可能な限り短い期間で再開することが望まれ、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などを取り決め、計画しておくことをBCPと称しています。

本協会を含む4団体は環境創造局と災害協定 下水道管路の0次調査と一次調査を担当

本協会と横浜市環境創造局とは災害協定※を締結し、官民連携によって非常時の体制を確立し、自主的に震前対策を進めています。なお、この協定は現在、本協会と(一社)横浜市地質調査業協会以外に、(一社)神奈川県測量設計業協会横浜支部、横浜市補償コンサルタント協会を加えた4つの協会が、建設関連業4団体という名で連携・協力することとなり、毎月1回の会議を開催して、災害対策について議論しています。

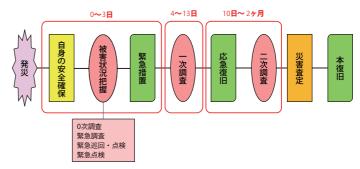
※:「災害時における横浜市環境創造局所管施設の被害状況の把握及び応急対策業務に係る設計並びに地質調査業務等の協力に関する協定」

全体的な被害概要を1日でも早く把握する0次調査

横浜市内で震度5強以上の地震時には、0次調査として、路面上からの外観目視によって、被害状況と一次調査が必要な範囲を3日以内に把握します。これは本来市からで把握します。これは本来市からですが、非常時の初動対応であるでがら、4団体では自動出動で0次調査を無償で行います。さっアルが高くでは、現行BCPマニュとにおって、スマートフォン等を用いたに表えマートフォン等を用いた記った。カステムを試行する等、新たなでは、現行時報収集方法の検討を行います。

マンホールを開けて状況把握する一次調査

一次調査は、マンホールを開けて路面上から被害状況を把握する他、蓋を開けたマンホールの上下流にあるマンホール蓋をたたいて、その音の通り具合で、管路が閉塞していないかなども確認します。





現在4団体では、計89 社にて、約300 人の調査隊と、約80台の車両を体制化

4団体では連絡体制を確実なものとするため、各社への情報確認を毎年実施して、体制表と名簿を共有しています。

H30年度の防災訓練は、災害時における上下水道の連携強化として、 環境創造局、水道局、4団体の合同で実施

4団体では水道局との災害時協力協定 も締結していますが、上下水道の被害 状況調査には共通する点も多く、これ らの調査・復旧を迅速かつ効率的に 進めるよう、環境創造局・水道局・4 団体の3者にて相互協力体制を検討し ています。このような中でH30年度は、 港北水再生センターと水道局給水維 持課、菊名水道事務所、市コン内対策 本部を各々の拠点とし、初めての3者 合同防災訓練を実施しました。







「品確法」が改正 (令和元年6月14日に公布・施行)され、 調査・設計も品確法の対象として位置づけられました

改正の経緯

平成17年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」)が制定され、インフラ等の品質確保と担い手の確保のため、平成26年には、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」と合わせ、いわゆる「担い手3法」として改正されました。

そして、近年の頻発・激甚化する災害対応の強化や社会環境の変化などを受け、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第三十五号)」が、令和元年6月14日に公布・施行されました。

【社会環境の変化】

- ①社会環境の激変で過度な低価格競争と一方で不調の頻発、
- ②現場の担い手不足、若年入職者の激減での人手不足、
- ③煩雑化した入札事務の発注者側への過度な負担、
- ④地域のインフラ維持を担う地方中小業者消滅の懸念、
- ⑤品質確保に対する調査・設計業務の重要性が認識された



改正の4つの骨子

【災害時の緊急対応の充実強化】

第7条の「発注者の責務」に、災害復旧工事での随意契約・指名競争入札の採用や建設業団体との災害協定の締結などを追記。発注者が災害復旧の労災補償に必要な保険料を適正に支払うことを求める。

【働き方改革への対応】

第7条の「発注者の責務」に次の内容を規定。休日・準備期間・天候に配慮した適正な工期を設定し、公共工事に 従事する技術者・技能者の働き方改革を後押しする。複数年度にわたる工期を設定できるよう、債務負担行為・ 繰越明許費を活用して年度をまたぐ設計変更も求める。元請けに対して、下請けの技術者・技能者の賃金や労 働環境に配慮し、適正な額の請負契約と工期で下請け契約を結ぶ債務を課す。

【生産性向上への取組】

公共工事の受注者・発注者に対し、情報通信技術 (ICT) を活用した生産性向上を要請。発注者には監督・検査・施工状況の確認・評価にICT技術の活用を求める。

【調査・設計の品質確保】

旧法で「工事に準ずる」としていた調査(測量、地質調査、点検・診断)と設計は、法対象であることを明確にする。

中小建設コンサルタントにおける改正「品確法」との付き合い方と責務

改正された「品確法」は、公共工事において、測量、地質調査、各種点検・診断が品質確保のために重要な役割を果たすとの認識に立脚し、受注者に対し発注者は「人材を育成・確保できる」体制整備を義務化するなど、その理念は画期的なものではありますが、受注者と発注者が共に育み、高みを目指さないと画餅に帰す恐れすら包含しています。

そこで、中小建設コンサルタントにおける、改正「品確法」との付き合い方・ 責務を次のように捉えております。 協会員の皆様も法の理念をよく理解し、前向きに取り組んで参りましょう。

- ・仕様書をよく理解し、計画的に業務を行う。
- ・発注者との適切なコミュニケーションを図る
- ・ダンピング等の不適切な契約をしない
- ・地域貢献活動、災害対応への参加
- ・技術開発、スキルアップへの努力(若手や女性技術者・技能者の育成・確保)
- ・外部委託者や協力会社への適正な支払
- ・場合によっては、地域に根差した会社が互いの特徴を生かし、設計でのJV受注

ただし、大前提として、「品質の良い成果品を、定められた工期内に納品する」であることは言うまでもありません。



N E

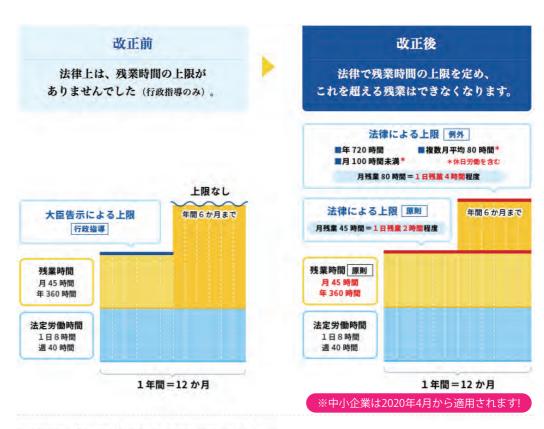






働き方改革の取組について

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、 自分で「選択」できるようにするための改革です。 この一環で労働基準法が改定され、時間外労働の上限が規定されました。



※上限規制の適用が猶予・除外となる事業・義務があります。 また、中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。詳しくはパンフレットをご覧ください。

横浜市の設計業務等の品質確保対策

横浜市では、設計業務等のより一層の円滑な実施と 品質向上のため、受発注者間において業務環境の改 善に向けて「ウィークリースタンス」の取組を進める ことが示されています。

当協会は労働生産性向上の取組を推奨

労働環境の改善は、企業だけでなく国全体の課題となっています。労働力不足の解消についての対応策として「働き手を増やす」「労働生産性の向上」など考えられますが、労働人口そのものが不足しているため、単に働き手を増やそうにも難しいのが現状です。当協会においても、労働生産性の向上として、業務を円滑かつ効率的に進めるとともに、改正品確法の理念である「中長期的な担い手の育成・確保」を発注者と受注者の共通目標として実施すべく、お互いに取り組む一週間ルール、約束事、スタンスを定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善に努めましょう。なお、業務の進捗に支障のない範囲で実施することも必要です。

平成 31 年 3 月 1 日

設計業務等における業務環境改善に向けた取組

設計業務等のより一層の円滑な実施と品質向上のため、受発注者間において業務環境の改 等に向けて「ウィークリースタンス」の取組を進めます。

1 対象業務

設計業務等 (ただし、災害関連業務等の緊急事能対応業務は対象外とできる)

2 取組内容 ウィークリースタンスとして、以下の6項目に取り組むこととする。特に(1)、(2)、

(3) の項目については重点的に取り組むこととする。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない (マンデー・ノービリオド)
- (2) 水曜日は定時の帰宅が確保できるように心掛ける (ウュンズデー・ホーム)
- (3) 土・日曜の休日が確保できるよう金曜日には依頼しない (フライデー・ノーサクエスト)(4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない (ランチタイム・オーパーファイプ・ノーミーティング)
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イプニンク゚・ノーリクエスト)
- (6) 金曜日も定時の帰宅が確保できるように心掛ける。

3 進め方

- (1)業務打合せ時に、受発注者間で上記2の取組内容について確認する。
- (2) 労働環境改善の取組は各受注者で異なることから、柔軟性をもった取組みとする。

問合せ

横浜市財政局公共施設・事業調整課 電話 045-671-2025





·般社団法人 **横浜市建設コンサルタント協会**

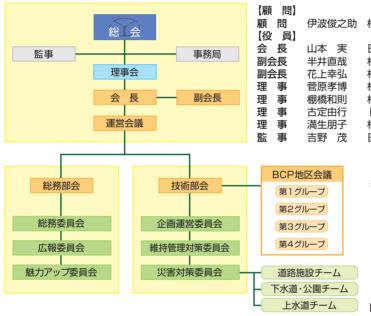
(目的) (協会定款抜粋)

第2条

当法人は、建設コンサルタント業の健全なる発展と向上をはかり、 地域社会の発展に広く貢献し、災害等緊急時には速やかに対応することを目的とする。

- ② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。
 - 1.建設コンサルタント業務の進歩改善に関する調査研究。
 - 2. 会員相互の技術の研鑽及び技術情報の交換。
 - 3.地域社会、関係団体との交流と関連技術の提供。
 - 4.その他当法人の目的を達成するために必要な事業。

組織図



伊波俊之助 横浜市会議員

日建コンサルタンツ株式会社 株式会社近代エンヂニアリング 株式会社カナコン 株式会社東伸企画設計 株式会社クリエート トップエンジニアリング株式会社 株式会社ランズ計画研究所 日本土木設計株式会社

【事務局】

〒231-0027 横浜市中区扇町2丁月5-15 株式会社東伸企画設計内

> TEL.045-306-5590 FAX.**045-212-0396**



http://www.yokohama-shicon.com

新仟理事挨拶

この度、本協会の理事に就任いたしました。また、災害対 策委員会、企画運営委員会、維持管理対策委員会で構成さ れる技術部会において、企画運営委員長として重責を担 うことにもなりました。

理事、企画運営委員長に就くにあたり、今後は更に協会 活動に積極的に取り組み、協会の発展に寄与できるよう 尽力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

私が委員長として担当する企画運営委員会は、これま で毎年開催されている技術研修会や現場見学会などの企 画や運営を執り行って参りました。近年は、協会員の技術 向上を最優先し、技術研修会では、横浜市、横浜国立大学、 日本下水道新技術機構の方々に「最新技術や動向」、「新た な研究や取り組み」等についてご講演をお願いし、協会員 の皆様の技術力や能力の向上に貢献できるように企画運 営しております。

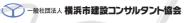
これからも協会員皆様のお役にたてる企画を考えて参 りますが、皆様のご支援・ご協力なくして叶うものでは ありません。協会員皆様には、今後も各委員会活動とも併 せ、ご協力を賜れますよう、是非ともお願い申し上げます。

この度、本協会の理事に就任いたしました。

また、総務委員会、広報委員会、魅力アップ委員会で構成さ れる総務部会において、魅力アップ委員長を担うことに なりました。この任務にあたり、今までの活動を受け継ぐ と共に、さらに魅力的な協会の発展に寄与できるよう尽 力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

私が委員長として担当する魅力アップ委員会では、4 つの目標(1)Work life Balance(仕事と生活の調和のため に)、(2)Diversity(多様な人材の活躍)、(3)一企業では出来な い楽しい協会行事、(4)協会誌(ベイトーク)の作成、が掲げ られています。この背景としては、建設業を取り巻く環境 が大きく変化し、担い手不足と働き方改革の推進、設計業 務等の品質確保など、それぞれに対して総合的に取り組 むことが急務となっていることにあります。今後は、各社 単独の取組のみならず、これを超えて、協会としてのネッ トワークを活かして情報を共有しながら、働く場としてや りがいのある業界としていくことが何より大切であると 考えております。

今後とも協会員皆様のご支援・ご協力を賜れますよう、 どうぞよろしくお願い申し上げます。



理事 企画運営委員長 古定由行



一般社団法人 横浜市建設コンサルタント協会

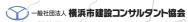
理事 魅力アップ委員長 満生朋子











会 員 名 溥 ※2019年4月1日	現在。	Ψ-	般社団法人 横浜市建設コンサルタント協会 都筑区
会社名	代表者名	所在地区	TEL FAX E-mail URL
 (株)アジア共同設計コンサルタント	木口 茂芳	〒232-0006 南区南太田1-46-7 _区	730-6366 716-3834 eigyo@aec-inc.jp http://www.aec-inc.jp
(株)エー・アンド・エム	山﨑 美加	瀬谷区 〒231-0011 中区太田町6-84-2	212-0241 212-0242 hayashi@aam.co.jp
㈱大野土木	大野 史郎	〒222-0032 港北区大豆戸町470	434-3606 402-1394 ohno-shirou@ohno-doboku.co.jp http://www.ohno-doboku.co.jp
㈱開発技術コンサルタント	小島 弘幸	〒232-0022 南区高根町3-17-12塚区	260-8360 253-3155 hd-office@kaihatsu-gijyutsu.co.jp http://www.kgc21c.com
(株)カナコン	大木 唯嘉	〒246-0022 瀬谷区三ツ境2-24	港 362-0359 364-6731 gyoumubu@kanacon.com http://www.kanacon.com
㈱共和技術コンサルタンツ	斎藤 雅浩	〒231-0033 中区長者町2-5-18	222-6236 222-6267 ☑ info@kyowa-gc.co.jp http://www.kyowa-gc.co.jp
㈱近代エンヂニアリング	半井 直哉	〒231-0011 中区太田町1-4-2	680-0356 680-0357 yke10@kindaieng.co.jp http://www.kindaieng.co.jp
(株)クリエート	服部 裕治	〒226-0025 緑区十日市場町819-5	982-8811 989-2155 eigyou@c3create.co.jp http://www.c3create.co.jp
(株)建成社	山下 洋一	〒220-0072 西区浅間町5-387-8	312-3156 314-2897 eigyou@kenseisya.com http://www.kenseisya.com
(株)コーセツコンサルタント	角田 五郎	〒221-0835 神奈川区鶴屋町3-32-13	323-0136 323-0130 y-eigyou@kosetsu.co.jp http://www.kosetsu.co.jp
㈱幸徳環境設計	藤條 豪史	〒231-0007 中区弁天通2-30	264-4761 264-4762 kotoku@view.ocn.ne.jp http://www.kotoku-kks.com
㈱相信設計	園田 宏	〒246-0014 瀬谷区中央16-20	465-6625 465-6626 sousin@sou-sin.co.jp http://www.sou-sin.co.jp
㈱高島テクノロジーセンター	鈴木 進	〒220-6209 西区みなとみらい2-3-5	212-9590 212-9591 yokohama-jimu@t-tech.co.jp http://www.t-tech.co.jp
㈱多摩開発コンサルタント	鈴木 豊巳	〒226-0024 緑区西八朔町769-54	929-5855 929-5856 tama_con@pop21.odn.ne.jp
㈱東伸企画設計	髙木 芳和	〒231-0027 中区扇町2-5-15	662-2633 212-0396 eigyou@tou-sin.co.jp http://www.tou-sin.co.jp
トップエンジニアリング(株)	古定明	〒222-0072 西区浅間町1-13-8	412-5371 311-7518 eigyou@topeg.co.jp http://www.topeg.co.jp
日建コンサルタンツ(株)	山本 実	〒222-0032 港北区大豆戸町353	433-1611 433-1615 eigyo@nikken-c.co.jp http://www.nikken-c.co.jp
日本設計(株)	長瀧 信男	〒231-0028 中区翁町1-4-5	662-4591 662-5302 s-eigyou@n-sk.co.jp http://www.n-sk.co.jp
日本総合技術開発(株)	荒井 忠晴	〒220-0055 西区浜松町14-16	260-3720 260-3726 nisso888@fa.mbn.or.jp
日本都市整備(株)	鈴木 章弘	〒220-0004 西区北幸2-8-29	326-2115 050-3737-3537 eigyo@toshi-seibi.co.jp http://www.toshi-seibi.co.jp
日本土木設計(株)	吉野 茂	〒231-0033 中区長者町2-5-14	663-3264 663-1348 nihon-doboku@ndse.co.jp http://www.ndse.co.jp
横浜エンジニアリング㈱	草嶋 豊	〒231-0031 中区万代町1-2-12	664-3414 664-3404 eigyoubu@e-yec.jp http://www.e-yec.jp
㈱横浜コンサルティングセンター	小野寺 恒夫	〒222-0033 港北区新横浜2-3-19	475-4980 475-5701 yokohama0701@ycg-net.co.jp http://www.ycg-net.co.jp
(株)ランズ計画研究所	川島 保	〒220-0004 西区北幸2-10-36	322-0581 322-0719 lans-00@lans-plan.co.jp http://www.lans-plan.co.jp



